

第二管区海上保安本部公示第14号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年6月18日

第二管区海上保安本部長

山戸 義勝（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 宮城県仙台塩釜港湾事務所
- (2) 住 所 宮城県仙台市宮城野区港3丁目1-3

2 水路測量を実施する区域及び期間

- (1) 区 域 仙台塩釜港塩釜区（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和6年7月1日から
令和6年10月31日（内2日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



